

財 関 第 7 4 号
令和 3 年 1 月 29 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田 島 淳 志

「うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて」の廃止について

「「うなぎの稚魚の輸出承認について」の一部改正について」（令和3年1月25日付け輸出注意事項2021第3号）の施行に伴い、「うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて」（平成18年11月29日財関第1467号）及び「うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて」（平成19年11月30日財関第1595号）は、令和3年1月31日をもって廃止するので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。